

平成18年 第3回定例町議会

議会ニュース

町政報告(要約)



平成18年第3回定例町議会が9月26日招集され、議案8件、陳情2件、決議案1件、意見案4件が審議され、同月27日閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

自治体財政の新再建法制 横丹町へどう影響？

国は、財政が悪化した地方自治体に適用する新たな

再建法制(再生型破綻法制)の早期導入をめざした検討を本格化しており、そのゆくえが注目されるところです。

その制度理念は、夕張市の財政再建問題を背景に、「自らの町は自らの力で、自己決定と自己責任」という地方分権・地域主権の時代認識の下での、「国が主導する大胆な歳出入改革を軸と

した、透明度の高い財政運営と行財政改革の強力な推進による地方自治体の財政破綻防止のための早期是正措置」と言われております。

新たな再建法制は、特別会計、債務負担行為及び外部損失補償等を含めた連結会計決算の導入や一時借入金金の限度と運用規制、実質公債費比率の導入など、新たな財政指標等の導入による「地方自治体の財政規律の確立と公会計の整備」をめざすこととしています。

平成17年度決算見込みに見る、翌年度繰上充用金総額10億4,600万円、全会計期間中の一時借入金総額24億4,000万円、地方債残高61億4,000万円という当町の危機的な財政の現状の下で、今、町をあげて懸命に行財政改革に取り組んでいます。こうした新たな地方自治体の財政規律やいわゆる財政破綻法制がどう制度化されるのか、そしてわが町にどう適用されるのか、また、金融機関の貸手責任が問われる今日、当町の財政状況が、一時借入金や地方債など自治体金融の格差にどう評価され、どう影響してくる

のかなど、極めて憂慮しているところです。

市町村合併関係 北後志で懇談会を継続開催

北海道が策定作業を進めてきた「北海道市町村合併推進構想案」は、2月14日報道

等公表の原案に引き続き、望ましい合併の組み合わせの素案が、6月3日報道等により公表され、平成18年7月31日に開催された

第5回北海道市町村合併支援本部会議において、「北海道市町村合併推進構想(本編・組合せ編・資料編)」を決定した旨、平成18年8月1日付けで北海道知

事から通知があったところです。構想の策定に併せて「北海道市町村合併支援プラン」も決定され、市町村合併支援策が具体的に示されたところです。

構想の策定経過については、北海道市町村合併推進審議会条例に基づく「北海道市町村合併推進審議会」での5回にわたる審議、「地域懇談会」の全道7か所での開催、道内圏域ブロック別の「地域説明会」の開催、「14支庁管内説明会」の開催の他、「道民意見(パブリック・コメン

ト)」の公募等を経て策定されたものです。

道の合併推進構想の決定に伴い、9月5日には、後志支庁長主催による北後志5か町村長による「合併懇談会」が開催され、重ねて、道の方針についての説明と各町村の動向についての意見交換が行われ、今後も引き続き、この懇談会を開催することとなりました。

後志広域連合準備委員会 重点5項目実施へ準備急ぐ

国の三位一体改革による地方交付税の削減による地

方財政の悪化は危機的な状況にあり、地方自治体においては、厳しさを増す行財政環境の下、このままの体制で管内の自治体を維持していくことは困難な状況にあることから、後志19町村の区域を一つにして、幅広い業務を共同処理する広域連合の設立に向け、また合併を希望する地域は合併を進めながら互いの連携と役割分担のもとに効果的に広域行政を進めていくことの認識で一致した「後志グラウンドデザイン」の下で、その実現に向けて管内町村が一致協力して



取り組んでいるところです。

「後志広域連合準備委員会」

は1月24日に設立された後、平成19年4月からの広域連合設立に向けて、幹事会のほか9つの専門部会を設置して、本年5月から各専門部会が数度にわたり開催され協議を重ねているところです。

事務局では、広域で処理する事務13項目のうち、重点項目の5つの事務（税の徴収事務、国民健康保険事務、介護保険事務、老人保健医療事務、消防救急事務）を選定し、集中的に作業が進められてきました。他の8項目についても、併行して事務作業が行われ、中・長期的に調整が図られながら、事務作業が進められることとされています。

なお、重点5項目のうち「税の徴収事務」については、平成19年4月発足に向けて可能な状況にありますが、他の4項目（国民健康保険事務、介護保険事務、老人保健医療事務、消防救急事務）については、住民に対しての周知や調整・準備に1年程度をかけて、平成20年4月に実施する方向で準備が進められています。

広域連合発足に向けて、具体的に構成する町村、処理する事務、広域計画及び規約の策定等、12月町村議会へ提案できるように検討・準備が進められているところです。

道立余別診療所の廃止問題 道の廃止の意向変わらず

昨

年来、町及び町議会、地域住民があげて懸命の存

続運動に取り組んでいるところですが、住民の地域医療に係る極めて重要な地域課題であることから、9月13日、北海道保健福祉部医療政策課から羽澤主幹の他担当職員が出席して、地域住民説明会が開かれました。

席上、道側からは、「経営赤字額の規模や道財政の厳しい現状からして、道内11箇所中、離島を除く余別など7箇所の道立診療所の廃止若しくは地元町村への移管の既定方針の転換はできないものであること。」について、繰り返し、地元の理解を求めるといった内容でした。

廃止に伴う代替措置として、「地元市町村の地域医療施設（備品）整備対策費補助金として、単年度に限り、全道一律600



万円の助成措置を講ずる方針であること。」について、合わせて説明がありました。

平成19年度の道の予算編成時期を迎えて、極めて厳しい情勢の下ではありますが、説明会における出席者の方々の率直なご意見や熱心なご要望を携えて、重ねて、道に対して存続を強く要請していきたいと考えています。

ごみの新たな広域処理体制 より一層の分別・減量化へ

北

後志1市5町村を構成員とする北しりべし廃棄物処理広域連合が、小樽市桃内地区に建設中の広域ゴミ焼却施設の、明年4月からの本操業開始に備えて、11月から、1市5町

村の燃やせるごみの同施設への搬入による試験操業を開始することとなりました。

同連合においては、現在、明年4月からの本操業開始に伴う処理料金・負担金体系の設定や搬入処理体系、処理業務の民間委託、北後志衛生施設組合財産の引継ぎ等の準備体制の検討が進められています。

この新たな広域処理体制のスタートにより、北後志5町村のごみ処理は、基本的に小樽市の現行の一般廃棄物のごみの排出者区分（家庭系と事業所系）及び分別区分（燃やせるごみ、燃やせないごみ、廃プラスチック、資源ごみ）と同様の処理体系に移行することになり、余市町白岩地区の組合焼却施設は、運転を停止することとなります。

なお、産業廃棄物の分別・処理は、従来同様に排出事業者責任による適正処理ということに変わりはありません。

家庭系ごみ処理費用の有料化の動向については、既に実施している小樽市、仁木町、古平町に加えて余市町、赤井川村が、11月からの広域連合の試運転開始に合わせて有料化へ移行する



予定であるほか、事業所から排出される事業系ごみの収集・運搬、処分などの自治体による処理業務の取扱いについては、法改正後相当長い年限が経過していることから、未実施の余市町及び赤井川村においても、これを機に廃止の予定であると伺っています。

当町では、広域市町村の動向を踏まえて、本年11月から明年3月までは、家庭系ごみと事業系ごみの排出者区分と、廃プラスチックを加えた分別区分の細分化の励行を推進するため、無料の専用ごみ袋を配付することとし、ごみの収集体系については、現行どおりとする5か月の試行期間を設定することとします。

した。

ごみ処理費用の有料化については、平成19年度から、家庭系ごみ及び事業系ごみの従量制専用袋を基本とした有料化に移行することとし、料金体系については、新たな広域処理体制に伴う費用負担の見通し及び広域市町村の料金水準等を勘案しながら検討し、早期に関係条例案を提出したいと考えています。

事業系ごみの自治体による処理については、ごみを排出する事業所が費用負担を含む自らの責任で処理することを定めた法の趣旨に沿い、平成19年度中に現行の町の業務処理を廃止することについて、関係者や関係団体のご理解とご協力をお願いしたいと考えています。

これらごみの新たな広域処理体制への移行と合わせて、改めてごみの分別・減量化への取り組みの重要性について、各地区別の住民説明会や団体説明会を開催するほか、広域連合構成市町村における住民の取り組み状況視察の実施など、本町の円滑な実施に努めたいと考えています。

美国漁港海岸環境整備事業 水域施設延長中止へ

7月20日、小樽土木現業所
余市出張所から所長の他

関係職員が来庁し、平成19年度以降の本事業計画に係る検討中の試案についての説明がありました。

今般、町に対して説明があった内容は、次の2点に要約されるものです。

- (一) 養浜のための新たな水域施設（現有突堤先端部から東側海域への人工リーフ（囲礁）の設置）は、計画実施しない。
- (二) 養浜護岸、駐車場、レクリエーション用地等の陸域施設の整備計画を具体化し、早期完



成をめざしたい。
という内容です。

美国小泊海岸において、北海道が平成6年度に着工した本海岸事業は、数次にわたる漁港海岸整備5か年計画により、美国川河口右岸基部から延長されている突堤延長398m（内胸壁未完成部分255m）の建設及び将来の水域施設計画検討のための波浪観測調査等が実施され、現在に至っています。

当該地においては、本事業の計画期間に前後して、国（小樽開発建設部）が、美国漁港と小泊地区内の国道を連絡する「美国漁港橋」の新たな建設を直轄漁港事業として計画しているところでもあります。

これら2つの国・道の公共事業計画の動向は、今後の美国地区の地域の振興に極めて重要な役割りを果たす可能性を有しているものと考えています。

一方、道が今後計画する海岸整備事業による陸域施設の建設は、地元自治体管理に伴う財政負担や国有海浜地の利用調整、周辺生活環境の保全など、その実現に当たって、積丹町が道と連携して取り組まなければなら



ない課題も多くあることが予想されるところです。

従いまして、今後の小樽土木現業所との対応に当たっては、厳しい町の財政状況を十分踏まえながら、町内の産業経済団体等との連携協議を密にして、道の陸域施設の整備計画の検討に町としても積極的に参画するとともに、関係団体や地域住民に対する説明会の開催など、その対応に努めていきたいと考えています。

本事業は、他に例を見ない「2度にわたる公共事業の新規着工」という昭和50年代からの本事業推進に関わる難しい歴史的経緯を経ながらも、当海岸周辺地が抱えている4つの共通の地域課題『恒久的な海岸保全対策』『美国川河口閉塞対策』『漁港港口の漂砂対策』『海水浴場整備対策』などの必要性は、現在も変わっていないものと認識しています。

国・道の公共事業抑制策が一段と強化されている今日、数少ない限られたこうした地域課題解決の機会の有効活用に際しては、漁業と商工観光業の相互理解など、産業や行政の分野を越

えた地域ぐるみ、住民ぐるみでの取り組みが不可欠です。

国民保護計画策定 協議会委員16名決まる

第

1 回定例議会で議決をいただき制定した積丹町国民保護協議会条例の規定に基づき、町の附属機関として義務付けられています「積丹町国民保護協議会委員」の選任について、16人の方々に就任をお願いし、9月15日付けで任命しました。

委員構成は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号（指定地方行政機関の職員）に規定する委員2人、同項第2号（自衛隊）に規定する委員1人、同項第3号（都道府県の職員）に規定する委員3人、同項第7号（指定公共機関等）に規定する委員3人、のほか、同項第4号から第6号に規定する委員として、助役、教育長、消防支署長、消防団長及び町職員3人、計16人です。

本協議会については、「積丹町国民保護計画」の策定にあたり、国民の保護のための措置の実施に関し広く意見を求め、国民の



保護の措置に関する施策を総合的に推進していく観点から、極めて重要な役割を担う機関です。

9月15日には、第1回積丹町国民保護協議会が開催され、委嘱状の交付を行ったほか、協議会の運営規程や国民保護法に基づく国民保護の仕組み、積丹町国民保護計画の策定方針並びに積丹町国民保護計画策定に係る諮問等についてを会議に諮ったところでした。

今後、3回程度の協議会を開催し、北海道と協議終了後、議会に報告の予定です。

企画課関係

地域新エネルギービジョン
策定 全4回委員会開催

産

学官の学識経験者等による、「地域新エネルギービジョン策定委員会」を設置し、11人の方々にについて、9月8日付けで任命しました。

専門的策定業務の一部について調査機関に委託をしたところでした。

委員構成は、北海道大学大学院農学研究院の松田教授のほか、産業経済団体、北海道電力株式会社及び住民など、計11人です。

9月8日には、第1回地域新エネルギービジョン策定委員会が開催され、委嘱状の交付を行ったほか、新エネルギーを巡る現状とその対策、新エネルギービジョン策定の意義等についてを会議に諮ったところでした。

今後、3回の委員会を開催し、新エネルギービジョン策定について、議会に報告の予定です。

更に、今後の策定作業における町職員の積極的な参画に資するため、庁内関係課の主査等による「庁内検討委員会」を発足させたところでした。